

学校における予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則第18条，19条）

出席停止期間の基準は下記のとおりですが、症状により個人差がある為、医師の指示に従って下さい

分類	病名	出席停止期間	提出書類
第一種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（SARS），急性灰白髄炎（ポリオ），中東呼吸器症候群（MERS），特定鳥インフルエンザ（H5N1，H7N9），感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項に規定する新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ，再興型インフルエンザ，再興型コロナウイルス感染症），指定感染症及び新感染症	治癒するまで	<ul style="list-style-type: none"> ・学校感染症罹患届 ・診断書または医師による登校許可が証明できるもの（検査結果等）
第二種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し，かつ，解熱後に2日を経過するまで	<ul style="list-style-type: none"> ・学校感染症罹患届 ・診断書または診療明細書や検査結果，薬剤情報提供文書（薬の説明書）
	新型コロナウイルス感染症 （病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一に，中華人民共和国から世界保健機関に対して，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号子において同じ。）	発症した後5日を経過し，かつ，症状が軽快した後1日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ・ムンプス）	耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し，かつ，全身状態が良好になるまで	
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
第三種	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	<ul style="list-style-type: none"> ・学校感染症罹患届 ・診断書または医師による登校許可が証明できるもの（検査結果等）
	髄膜炎菌性髄膜炎		
	コレラ		
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
急性出血性結膜炎			
その他の感染症 ※ 条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	<ul style="list-style-type: none"> ・学校感染症罹患届 ・診断書または診療明細書や検査結果，薬剤情報提供文書（薬の説明書） 	

※第三種に掲げる「その他の感染症」の代表的なものには，感染性胃腸炎，マイコプラズマ肺炎，溶連菌感染症，伝染性紅斑（リンゴ病），急性ウイルス性肝炎，手足口病，ヘルパンギーナ，EBウイルス感染症などがありますが，学校で感染を拡大させる恐れがあるとして 医師から登校を控えるように指示された場合にのみ「出席停止」となります。